

選定審査結果の公表について

高浜市南部ふれあいプラザ
及び
高浜市南部第2ふれあいプラザ
指定管理者
候補者選定結果

(平成30年7月13日)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定にあたり、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年高浜市条例第29号）第4条の規定に基づく高浜市指定管理者選定評価委員会を設置及び開催し、高浜市南部ふれあいプラザ（以下南部プラザ）及び高浜市南部第2ふれあいプラザ（以下南部第2プラザ）の指定管理者の候補者を選定したので、その選定結果を公表します。

1. 経過

- 1) 平成30年 6月18日 募集要項・仕様書の配布
- 2) 平成30年 7月 6日 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会より申請書提案書受領
- 3) 平成30年 7月13日 第1回指定管理者選定評価委員会開催

2. 指定管理者の公募

公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮したため、以下の理由により、「高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条による特別の事情があるものとして、特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会に募集要項・仕様書を提示しました。

【理由】

特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会という地域住民等により構成された団体が管理運営を行うことにより、市民相互の連帯感と住民自治の向上を図るとともに、高齢者、障がい者、子どもたちをはじめすべての市民が地域における支え合いの下で、やすらぎと心の豊かさを日々実感できる地域共生社会の構築を目指す施設となりえること、また、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に資するなど社会教育の場としての機能も併せ持つ施設であるという、当該施設の設置目的を達成できると見込まれるため。

3. 選定方法

南部ふれあいプラザ指定管理者選定評価委員会において、南部プラザ及び南部第2プラザに係る管理運営概要を説明し、現地踏査を行いました。

また、委員長他4名の委員で選定基準に基づく審査を行い、南部プラザ及び南部第2プラザの性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成し、円滑かつ安定して遂行できる能力を有しているか審査しました。なお、委員会開催当日に、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会によるプレゼンテーション、質疑応答を行い、提案内容の審査を行いました。

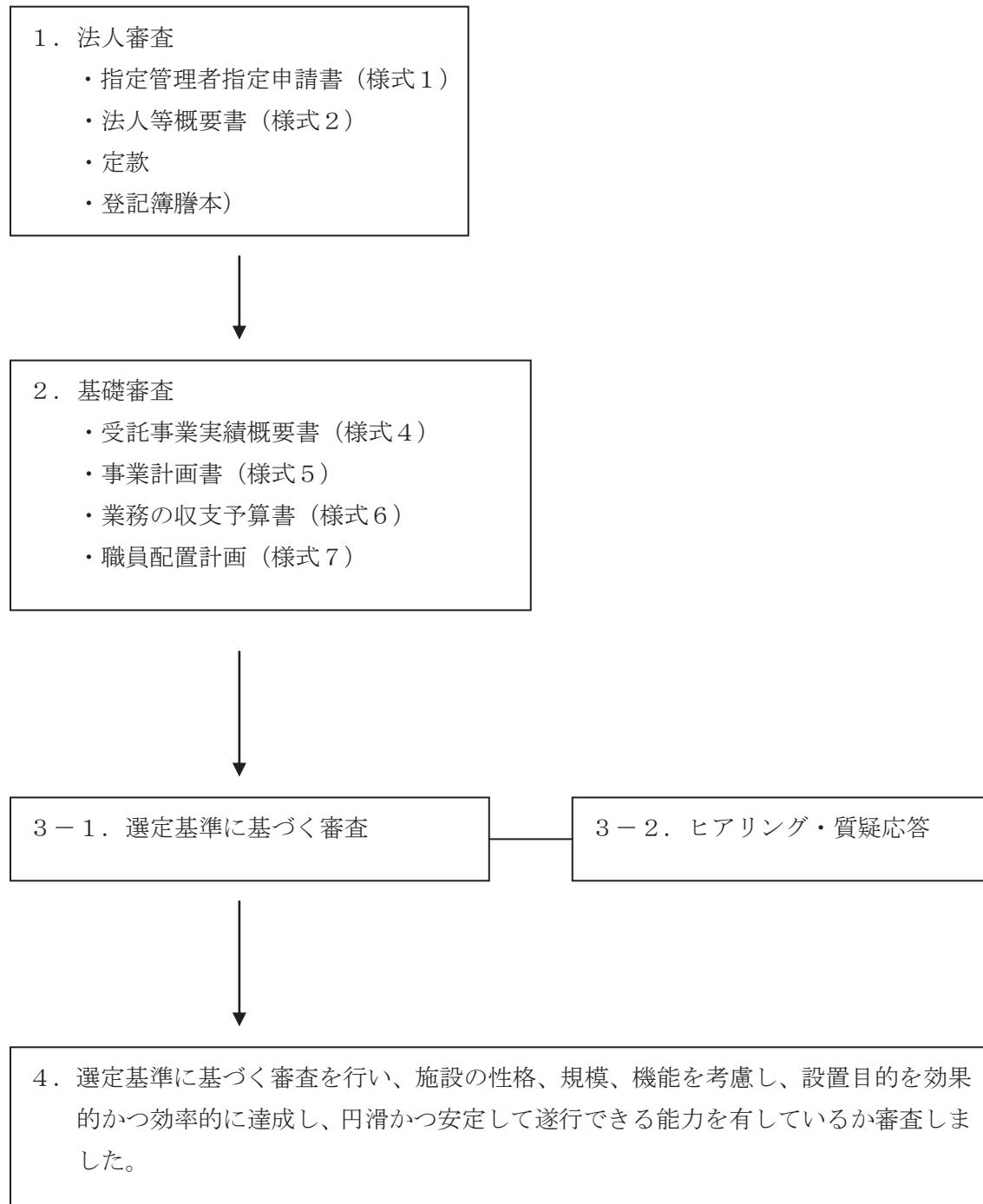
4. 高浜市南部第2ふれあいプラザ指定管理者選定候補者名

- 1) 法人名 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会
2) 所在地 高浜市二池町一丁目8番地5
3) 主な経歴
 ・法人設立年 平成17年11月25日
 ・高浜南部公民館指定管理者 平成21年度～平成27年度
 ・高浜市南部ふれあいプラザ指定管理者 平成18年度～
 ・高浜市南部第2ふれあいプラザ指定管理者 平成28年度～

5. 選定理由

審査基準に基づき、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会の事業方針、施設管理方針等の選定基準項目により、提案内容について採点を行った結果、481点（500点満点）の評価が得られたため。

高浜市南部第2ふれあいプラザ管理運営事業提案書に対する審査について



選定基準項目

< 評 価 項 目 >		配 点
1 施設の管理運営の基本方針について		(10点)
1-①	施設の管理運営を行うにあたっての基本方針が当該施設の性格・設置目的に合致しているか	
2 まちづくり施設としての事業への取り組み方について		(20点)
2-①	介護予防の増進に関する事業の内容は適切であるか	
2-②	障害者の自立支援に関する事業の内容は適切であるか	
2-③	子どもの健全育成に関する事業の内容は適切であるか	
2-④	社会教育に資する事業の内容は適切であるか	
2-⑤	利用増を図り、地域活性につなげるための方策は適切であるか	
3 施設設備の維持管理について		(15点)
3-①	施設・設備の保守点検計画と外構施設の保守点検及び植栽・樹木等の維持管理計画は適切であるか	
3-②	清掃管理計画は適切であるか	
3-③	警備計画は適切であるか	
4 施設の管理運営について		(35点)
4-①	職員配置、職員確保などの管理体制は適切であるか	
4-②	個人情報の保護管理体制は適切であるか	
4-③	事故防止対策への取組みは適切であるか	
4-④	災害発生時の対応体制は適切であるか	
4-⑤	利用者の苦情への対応策は適切であるか	
4-⑥	環境に配慮した管理運営計画は適切であるか	
4-⑦	地域や地域住民との交流・連携は図られているか	
5 施設の管理運営に係る収支計画について		(10点)
5-①	収入、支出の積算と事業計画の整合性が図られているか	
5-②	経費の縮減に向けた具体的な方策が考えられているか	
6 その他		(10点)
6-①	受託への熱意・意欲が感じられるか	
合計		100点

高浜市南部ふれあいプラザ指定管理者選定評価委員会名簿

(敬称略)

氏 名	委員区分	所属団体・機関等
丹羽 重則	専門的知識を有するもの	前 高浜市収入役
古橋 知美	専門的知識を有するもの	子育ち・子育て支援推進協議会 委員
鈴木 啓悟	市民	元 吳竹町町内会会長
神谷 巧	市民	元 湯山町町内会長
神谷 坂敏	市職員	高浜市副市長

高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザ

指定管理者選定評価委員会選定結果表

事業者名 特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会

< 評 価 項 目 >		委員評点計
1 施設の管理運営の基本方針について (10点×委員5名) 50点満点		
1-①	施設の管理運営を行うにあたっての基本方針が当該施設の性格・設置目的に合致しているか	50点
2 まちづくり施設としての事業への取り組み方について (20点×委員5名) 100点満点		
2-①	介護予防の増進に関する事業の内容は適切であるか	94点
2-②	障害者の自立支援に関する事業の内容は適切であるか	
2-③	子どもの健全育成に関する事業の内容は適切であるか	
2-④	社会教育に資する事業の内容は適切であるか	
2-⑤	利用増を図り、地域活性につなげるための方策は適切であるか	
3 施設設備の維持管理について (15点×委員5名) 75点満点		
3-①	施設・設備の保守点検計画と外構施設の保守点検及び植栽・樹木等の維持管理計画は適切であるか	70点
3-②	清掃管理計画は適切であるか	
3-③	警備計画は適切であるか	
4 施設の管理運営について (35点×委員5名) 175点満点		
4-①	職員配置、職員確保などの管理体制は適切であるか	167点
4-②	個人情報の保護管理体制は適切であるか	
4-③	事故防止対策への取組みは適切であるか	
4-④	災害発生時の対応体制は適切であるか	
4-⑤	利用者の苦情への対応策は適切であるか	
4-⑥	環境に配慮した管理運営計画は適切であるか	
4-⑦	地域や地域住民との交流・連携は図られているか	
5 施設の管理運営に係る収支計画について (10点×委員5名) 50点満点		
5-①	収入、支出の積算と事業計画の整合性が図られているか	50点
5-②	経費の縮減に向けた具体的な方策が考えられているか	
6 その他 (10点×委員5名) 50点満点		
6-①	受託への熱意・意欲が感じられるか	50点
合計 481点／500点		